

保護者様

大津市教育委員会
教育長 島崎輝久

市立小中学校の教育活動の再開について（お知らせ）

平素より、本市学校教育にご理解・ご協力いただきありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染防止に伴う臨時休校措置に関し、ご理解・ご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、本県における緊急事態宣言の解除や、本市における感染者の発生状況等を総合的に判断し、市立小学校、中学校については、感染症予防対策を講じた上で、令和2年6月1日（月）から学校を段階的に再開することとします。

今後も、国や県のガイドライン等に沿い、感染予防に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。なお、今後の感染拡大の状況等により、臨時休校、分散および時差による登校等、急な対応の変更等を行う場合がありますので、ご理解をお願いいたします。

記

1 学校の再開日について 令和2年6月1日（月）

2 登校方法について

（1）令和2年6月1日（月）から6月5日（金）の概ね1週間

- ・学年別、地域別等の分散登校、または、特別教室の活用等を行うなど、段階的に教育活動を再開します。

（2）令和2年6月8日（月）以降

- ・小中学校とも通常登校を開始します。

※分散登校の期間、通常登校の開始日、また、通常登校開始後の日課は、学校によって異なりますので、別途、学校からの連絡をご確認ください。

※発熱や体調が良くない場合、また、ご家庭の判断により、登校を見合わせる場合も「欠席扱い」とはなりません。欠席者に対しては、学校で連絡した事項等、個別に学校からお伝えします。

3 学校内での感染防止対策について

- ・学校再開に当たり、学校では、児童生徒の健康状態の確認、手洗いの励行やマスクの着用、教室等の換気等の感染防止策を講じます。ご家庭においても、お子さまの健康管理についてご協力をお願いいたします。詳しくは、別紙「学校再開における感染症対策」をご確認ください。
- ・感染のリスクが高いと考えられる活動（音楽科の歌唱指導、家庭科の調理などの実習、児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりすることが多い運動等）につい

ては、行わないなどの対策をとります。また、学習時の座席の配置を工夫し、可能な限り距離を確保し、対面とならないようにします。

4 学習保障について

- ・臨時休校中の学習を補い、児童生徒の「学びの保障」を行うため、主に以下の方策を講じます。

(1) 夏季休業及び冬季休業期間を短縮します。

	例年	今年度	短縮日数
夏季休業（夏休み）	7/21～8/31（42日間）	8/1～8/23（23日間）	19日間
冬季休業（冬休み）	12/24～1/6（14日間）	12/26～1/5（11日間）	3日間

※8/19～8/21の3日間は、学校により授業日として設定する場合があります。

※夏季における暑さの状況により、休業期間を変更する場合があります。

(2) 学校行事の精選を行います。

感染防止の観点から、行事によっては、例年通り行えないものもありますので、ご理解いただきますようお願いします。

(3) 学習内容を精選し、指導方法を工夫します。

臨時休校中の家庭学習の状況も踏まえながら、学習内容を精選し、授業のあり方や指導方法を工夫します。

5 学校給食について

- ・学校給食については、4月22日付連絡において「1学期中は給食の実施はしない」との連絡をいたしました。が、6月22日（月）から実施することといたします。詳しくは、別紙「令和2年度1学期の学校給食の実施について」をご確認ください。

6 小学校における児童の臨時預かりについて

- ・6月1日（月）から分散登校をしている学校については、分散登校実施期間中のみ（概ね1週間）、臨時預かりを継続します。
- ・ただし、医療従事者などの社会的要請により勤務が必要な方など、やむを得ず保護者が学校での受け入れを希望される場合のみの「臨時預かり」といたします。また、分散型の登校により、対応人員、場所が限られていることから、これまで以上にご家庭における見守りにご協力ください。
- ・なお、児童数の関係から6月1日（月）から分散登校を行わず、一斉登校を行う学校も、概ね1週間の段階的再開期間については、授業終了後、15：30分まで臨時預かりを行います。
- ・別紙「学校再開後の臨時預かり」をご確認ください。

7 中学校部活導について

- ・部活動は、感染防止の対策、活動内容の制限等を講じた上で、6月15日（月）以降開始とします。

8 その他

- ・学校再開にあたっての詳細については、別途、学校から連絡がありますのでご確認をお願いします。

【学校では】

(1) 手洗いの励行

- ・ 登校時、外での活動後に教室に入る時やトイレの後、昼食前、さらに学校で共用している用具や備品を使用したときなど、こまめな手洗いを指導します。
- ・ 流水と石けんによる手洗いを基本として行います。

(2) マスクの着用

- ・ マスクを着用します。

(3) こまめな換気

- ・ 教室や廊下などの窓は、気候上可能な限り常時、開けて換気します。可能であれば2方向の窓を同時に開けて行います。エアコン使用時も換気を行います。

(4) 消毒等の取り扱い

- ・ 学校で共用している用具や部品、教室やトイレのドアノブなどよく手を触れるところは、1日1回以上、職員による消毒を行います。

(5) 密集状態の回避

- ・ 通常登校後も学習中の座席は、可能な限り間隔をあけます。学習内容を工夫して、必要以上に接する場面を避けるようにします。

(6) 感染者等への偏見や差別についての指導

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関して、発症者や濃厚接触者、医療従事者等への偏見や差別に繋がらないよう発達段階に応じた指導を行います。また、「コロナ」などの名称を用い、人をからかう言動も想定されることから、人権的な教育、いじめ防止対策を行います。

【家庭では】

- ご家庭でも引き続き、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底してください。また、免疫力を高めるためにも、「十分な睡眠」「バランスのよい食事」など規則正しい生活を心がけてください。
- 登校の際には、検温や風邪症状の確認を行い、学校が指定する方法（健康観察カード等）で学校に提出してください。発熱もしくは鼻水等の風邪の症状がみられる場合は、登校を控えるようお願いします。
- 登校後に発熱等の症状がみられた場合は、学校にて様子を見て休ませることはできませんので、ご家庭に連絡させていただきます。その際は、できるだけ早めに迎えに来ていただきますようご協力をお願いします。なお、学校からの緊急の連絡が確実に取れる連絡先を学校へお伝えください。
- 発熱等、風邪症状や体調が良くない場合は、無理をせず自宅で休養させてください。「欠席」扱いとはなりません。また、ご家庭の判断により、登校を見合わせる場合も同様の扱いとします。
- 学校教育活動において、マスクを着用します。マスク着用にご協力をお願いします。
- 不安な気持ちや悩みがある場合や生活、学習に関して心配なことがある場合は、学校に遠慮なくご連絡ください。必要に応じて、スクールカウンセラーを活用するなど、適切な対応を支援していきます。